



2021年11月5日

松竹株式会社

## 元社員による弊社劇場内現金の横領について

今般、弊社直営劇場に勤務していた元社員が、職場の劇場内金庫から現金を横領していたことが判明いたしました。また元社員の余罪を調査していたところ、チケットシステムの不正操作による現金横領も発覚いたしました。

お客様ならびに関係する皆様の信頼を損なうこととなり、深くお詫び申し上げます。

### 1. 事案の概要

本件は2018年6月に劇場内にて現金(445万円)の紛失を認識し、状況から直ちに警察へ被害届を提出し、弊社は警察による捜査に全面的に協力を行って参りました。

その後、2021年6月に発生しました弊社グループ会社での小口現金の横領疑惑で出向していた元社員を調査した所、元社員が2018年の劇場内現金紛失についても犯行を認めたことから、同月28日に当該社員を懲戒解雇に処しております。その後の調査で、元社員が窓口で預かった現金(約200万円)を、チケットシステムを不正に操作する事で横領していた事が判明し、こちらについても元社員は犯行を認めました。この度、本件を管轄する大阪地方検察庁より捜査が終了し、起訴猶予処分となった連絡を受けたことから、本件を公表する運びとなりました。

### 2. 再発防止に向けた取り組み

弊社では、2018年6月の現金紛失発覚後速やかに、劇場や職場に多額の現金を保管しない運営に改め、現金取扱にかかる手続を見直しの上、策定を完了しております。また、社内での監視・牽制体制を強化すべく、組織の見直しを行いました。また、チケット取扱い及び管理の運用を見直し、再発防止策を講じております。

弊社といたしましては、今回の不祥事発生を厳粛に受け止め、再発防止に努めますとともに社員教育、規範意識の徹底により一層注力して参ります。

以上